

仕様書

1 件名

令和8年度東京観光情報センター広報PR及びイベント実施業務委託

2 目的

東京観光情報センター（以下「センター」という。）は東京都が設置する観光案内所であり、国内外からの旅行者に対し多様なニーズに対応し、きめ細かい観光情報を提供するとともに都内全域の魅力をミニイベントや展示など様々な切り口で最大限に伝え、旅行者の満足度の向上に寄与している。

本事業では、国内外からの旅行者に対して様々な広報媒体を活用し、センター及びオンライン観光案内サービスを積極的にPRし認知度向上を図ることで、センターへの来訪・再来訪やオンライン観光案内の旅マエ・旅ナカでのさらなる利用促進につなげていくことを目的とする。

また、東京観光情報センター多摩（以下「センター多摩」という。）では独自のイベント等の広報企画を実施することにより、同センターへの来訪・再来訪を促すとともに多摩地域の魅力発信及び誘客促進を図る。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

- (1) 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所
- (2) 東京観光情報センター
 - ア 東京都庁 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎1階
 - イ 羽田空港 大田区羽田空港二丁目6番5号 羽田空港第3ターミナル2階
 - ウ 京成上野 台東区上野公園一丁目60番 京成上野駅構内
 - エ バスタ新宿 渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号 バスタ新宿3階
 - オ 多摩 立川市柴崎町三丁目1番1号 エキュート立川3階
 - カ バスターミナル東京八重洲（仮称）（令和8年度5月下旬頃開業予定）
中央区八重洲一丁目6番1号 TOFROM YAESU TOWER BF

5 全体運営及び実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。
- (2) 事業全体の進行や進捗を管理する事務局を設置し、運営に係る一切の業務を行うとともに関係機関との連絡調整を行うこと。円滑に事業を遂行できるように本事業に係る担当者を適切に配置し、責任体制を明確にすること。また、景品表示法を順守し、企画の規模に応じて十分な人員を配置すること。
- (3) 実施計画を策定し、委託業務や企画事項ごとに狙いや集客目標の設定、効果の高い企画を実施するとともに効果検証を行うこと。
- (4) 円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの業務スケジュールを作成すること。また、履行に当たっては進捗状況を随時財団へ確認・報告すること。なお、ス

- スケジュールが変更になった際は速やかにスケジュールを修正して提出すること。
- (5) 業務に当たっては、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。
 - (6) センターの管理運営業務を受託する事業者等と積極的に協力し、効果的にセンターの認知向上、さらなる誘客のために効果的に業務を実施すること。特にセンター多摩においてはマネージャー等と密に連携を図り、企画内容に関する事前説明や十分な準備を実施できる体制を構築し、センター運営に支障をきたすことがないように留意すること。
 - (7) 具体的な効果測定方法を選定しアウトプットイメージを作成すること。実施内容ごとに効果の高い方法にて効果測定を行い、その結果を報告すること。
 - (8) 外国語の制作物については、東京都の定める「国内外旅行のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(<https://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.lg.jp/tourism/signs/>)を参照の上、表記の統一を図るとともに、対象国の利用者に向けた適切な表現となるよう、該当言語を母国語とする者又は同等レベルとする者から監修を受けること。
 - (9) 関係者間で月1回程度の定例報告会を実施し、事業の進捗状況や課題等を報告し、会議開催後5営業日以内に議事録を提出すること。

6 委託内容

(1) センター多摩に関する広報業務

多摩地域の自治体及び観光協会並びにそれに準ずる観光関連団体等と連携し、多摩地域の歴史や文化、食、自然等の魅力発信及び観光スポット等への誘客促進を目的として、以下アからオの内容を踏まえた企画を実施すること。

ア 事業全体に関すること

- (ア) 各企画において、センター多摩の認知度向上及び送客に向けた仕掛けづくりを行うこと。
- (イ) 各企画において制作するチラシ等の広報物は、財団からの校正を受けること。校正回数は各3回程度とする。観光施設の紹介文を含む場合には、施設に内容を確認すること。
- (ウ) 本事業実施に係る事前準備、企画調整、調査、広報PRに必要な調整、イベント実施に必要な備品、ワークショップの講師費用(謝礼含む。)等、委託事業に係る全ての諸作業は本委託に含み、これらに係る経費は全て本事業の委託料に含む。

イ 展示スペースにおける展示企画・実施

- (ア) センター多摩にある柱巻きやPR什器等の展示スペースにて展示を実施すること。展示スペースの詳細は別紙「東京観光情報センター多摩 展示スペース及びイベント実施スペース」を参照すること。
- (イ) 多摩地域の魅力を効果的に発信するとともに、多摩地域の観光スポット等への誘客を旨とした内容とすること。
- (ウ) 多摩地域の特色を踏まえた年間テーマを設定すること。別紙を参照し、各展示スペースにおいて財団が指定する箇所に年間共通の展示を行うこと。
- (エ) 受託者は観光施設等から情報収集し、年間テーマに沿った観光スポットやイベント等に係る紹介文、PR画像、関連グッズ等の素材(以下「展示素材」という。)を活用して展示を実施すること。受託者は展示素材の内容に応じて、印刷・パネル作成、その他必要とする加工等を行うこと。
- (オ) 関連パンフレットは在庫管理表を作成すること。2週間に1回程度の頻度でセンター多摩を訪問し在庫状況を確認の上、適宜追加発注する等、在庫を切らさないよう適切に管理すること。
- (カ) 商業施設にあるセンターという特性を踏まえ、周辺店舗と比較して遜色ない魅力的な展示物の設置や装飾等を行うこと。

(キ)以下のスケジュール例を参考に、四半期に1回以上、展示内容を更新すること。

【令和8年6月～8月】

受託者が収集した展示素材を活用した展示（展示中の展示物に係る撤去作業を含む。）

【令和8年9月～11月】

受託者が収集した展示素材を活用した展示

【令和8年12月～令和9年2月】

受託者が収集した展示素材を活用した展示

【令和9年3月】

受託者が収集した展示素材を活用した展示

※年間共通の展示物及び4回目の展示物に関しては令和9年度の同事業受託者が撤去作業を実施予定のため、観光施設等への返却が不要な展示物とすること。

(ク)施工作业においてはセンター多摩及び入居施設の指示に従うこと。

ウ ワークショップイベントの企画・実施

(ア)多摩地域の魅力発信及び観光促進に繋がり、幅広い年代の参加者が楽しめる体験型ワークショップ企画案を作成し、財団と調整の上、実施すること。

(イ)別紙に記載のエキュート立川3階「タマリバ」にて、令和8年8月から9月までの土日のうち財団が指定する日及び令和8年10月から11月まで土日のうち財団が指定する日の合計2日間に異なる企画内容にて実施すること。会場費は財団の負担とする。会場の利用状況等により実施対象期間が変更となる場合には柔軟に対応すること。

(ウ)参加人数は30名程度（10名程度×1日3回）とする。1回あたりのワークショップは60分以内とし、時間内に完結可能な内容とすること。

(エ)参加費は無料とする。お土産やクーポン類の配布はしないこと。

(オ)言語は日本語で、都内・近隣の在住者及び訪問者を対象とすること。

(カ)チラシ・ポスター等の作成やSNS等での事前告知を行い、想定参加人数を満たすための集客活動を実施すること。

(キ)申込みに関しては事前に締切日を設け、申込みが想定参加人数を下回る場合には(カ)に加えて、SNS広告の追加実施等集客に努めること。

(ク)ウェブシステム等を利用して申込フォームを用意し、申込者の事前集約、情報管理をすること。

(ケ)運営マニュアルを作成し、イベント当日の運営及び司会進行を務めること。

(コ)アンケートを作成し、より多くの参加者から回答を収集できるよう工夫すること。またイベント終了後に収集・分析すること。

(サ)上記(ア)から(ケ)によるイベント開催に加えて、オンライン動画の配信及び100名分のオンライン参加用キットを配布し、一定期間自宅等から参加できる企画とすること。なお、オンラインキットの配布場所をセンター多摩にする等、オンライン上のみで完結せずイベントを通してセンター多摩を訪問する仕掛けをつくること。

(シ)オンライン動画の撮影は「タマリバ」でのイベント実施前に、受託者が別途手配する場所にて行うこと。撮影時に関係者以外の映り込みを避け、編集時に違和感のない範囲で編集を施す等の配慮をすること。また、オンライン参加者がワークショップの内容を理解しやすいよう動画に適宜テロップや資料画像を差し込むこと。

(ス)オンライン動画は財団で管理可能なものとし、原則として財団が所有するYouTubeチャンネルにて配信すること。

エ センター多摩に関するイベント・キャンペーン等の企画・実施

多摩エリアの魅力発信やセンター多摩への来場促進を目的としたイベントやキャンペーン等を企画し実施すること。外国人旅行者に対しても効果的に週及できる内容が望ましい。また他のセンターとの回遊を促す仕組みなども含めること。

(例) 各センター設置のスタンプ活用イベント、SNS キャンペーン等のイベント等

※具体的な媒体や手法についてはこれに限定せず、目的達成に資する効果的な内容を企画、実施すること。

オ その他センター多摩に関する広報業務

国内外からの旅行者に対し、センター多摩の認知度向上及び来訪者数の増加を図るとともに、多摩地域の魅力発信及び観光促進に資することを目的として、広報企画を実施すること。実施に当たっては、以下(ア)～(ウ)を踏まえ、年間を通じて効果的かつ適切な時期を選定すること。

(ア) 広報・広告媒体

センター多摩の機能、利便性及び魅力を発信し、来訪者の増加並びに多摩地域の観光促進に繋げることを目的として、利用者の特性に応じた訴求力の高い広告・広報媒体を選定すること。

(イ) 対象及び実施言語

対象は、都内及び近隣を訪問予定又は訪問中の国内外からの旅行者とする。言語は日本語、英語を基本とし、対象とする利用者層や掲出場所の特性等を踏まえ、必要に応じて中国語(簡体字・繁体字)及び韓国語を併記すること。

(ウ) 媒体の選定

訴求力の高い広告媒体を対象ごとに次のポイントで整理し、具体的な内容にて選定すること。

- ①影響力：ページビュー数／フォロワー数／到達エリア／メディア特性／視認性等
- ②広告対象：国・地域／年齢層／閲覧者層等
- ③広告枠・方式：掲出面積／掲載位置／ページネーション／配信形式
- ④広告掲出期間：掲出日程(年間スケジュール含む。)/日数/時間
- ⑤訴求内容：センター多摩への来訪者増加、多摩地域の魅力発信及び観光促進に資する内容

(2) 全センターに関する国内外の旅行者に対する広報業務

センターの認知度向上並びに利用促進を図るため、広報企画を実施すること。実施に当たっては以下ア～ウを踏まえて年間を通じて効果的かつ適切な時期を選定すること。

ア 広告・広報媒体

センターの利便性や魅力等を発信するとともに、センターへの来訪者の増加に繋げるために、利用者の特性に応じて訴求力の高い広告媒体を選定すること。

イ 対象及び実施言語

対象は都内及び近隣を訪問予定又は訪問中の国内外からの旅行者とする。言語は日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語を原則とし、訪日旅行客の動向を踏まえて確実にセンターへの来訪が期待できる適切なターゲットを設定すること。

ウ 媒体の選定

訴求力の高い広告媒体を対象ごとに次のポイントで整理し、具体的な内容にて選定すること。

- (ア) 影響力：ページビュー数／フォロワー数／到達エリア／メディア特性／視認性等
- (イ) 広告対象：国・地域／年齢層／閲覧者層等

- (ウ) 広告枠・方式：掲出面積／掲載位置／ページネーション／配信形式
- (エ) 広告掲出期間：掲出日程（年間スケジュール含む。）／日数／時間
- (オ) 訴求内容：センターの利用促進に資する内容とし、多様な手法を組み合わせで実施することも可とする。

(3) オンライン観光案内に関する国内外の旅行者に対する広報業務及びロゴの制作

国内外からの旅行者に対して、生成 AI を活用してアバターが音声やテキストで観光案内を行うオンラインサービス（以下「東京ナビゲーション AI」という。）の認知度向上並びに利用促進を図るため、広報企画を実施すること。実施に当たっては以下ア～キを踏まえて年間を通じて効果的かつ適切な時期を選定すること。

【参考】

- ① [オンライン観光案内](#)
- ② [東京ナビゲーション AI EDO](#)

ア 広告・広報媒体

東京ナビゲーション AI の利便性や魅力等を発信するとともに、利用者の増加に繋げるために、利用者の特性に応じて訴求力の高い広告媒体を選定すること。

（例）オンライン広告、SNS 広告、動画広告、交通広告

※具体的な媒体や手法についてはこれに限定せず、目的達成に資する効果的な内容で企画、実施すること。

イ 対象及び実施言語

対象は都内及び近隣を訪問予定又は訪問中の国内外からの旅行者とする。言語は日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語を原則とし、訪日旅行客の動向を踏まえて適切なターゲットを設定すること。

ウ 媒体の選定

訴求力の高い広告媒体を対象ごとに次のポイントで整理し、具体的な内容にて選定すること。

- (ア) 影響力：ページビュー数／フォロワー数／到達エリア／メディア特性／視認性等
- (イ) 広告対象：国・地域／年齢層／閲覧者層等
- (ウ) 広告枠・方式：掲出面積／掲載位置／ページネーション／配信形式等
- (エ) 広告掲出期間：掲出日程（年間スケジュール含む。）／日数／時間
- (オ) 訴求内容：東京ナビゲーション AI の利用促進に資する内容

エ 媒体の選定にあたり、以下の東京ナビゲーション AI ショート動画を広報素材として利用することも可とする。

- (ア) 日本語：https://youtube.com/shorts/puVX_CZjhSc?si=PxoRtrPup6TYBFM7
- (イ) 英語：https://youtube.com/shorts/arqjQhXDS_M?si=U7wIbxoVKMQ1TxWT
- (ウ) 中国語（簡体字）：https://youtube.com/shorts/1fUCOP4C4Yc?si=KJyLYsa56exJh_cV
- (エ) 中国語（繁体字）：<https://youtube.com/shorts/7ImIqCE5ErA?si=DSf0rJr1826sz6Zv>
- (オ) 韓国語：<https://youtube.com/shorts/8vExPMz1Y5s?si=zY9m9V70vDmhBh5t>

オ 財団と協議の上、東京ナビゲーション AI に関する汎用性の高いロゴを制作すること。ロゴ制作に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) ロゴの位置付け

- ① 東京ナビゲーション AI を象徴する視覚的要素として、国内外の旅行者に分かりやすく認識されること。
- ② オンライン・オフライン双方の広報媒体での使用を想定したデザインとすること。

③単体ロゴとしての使用に加え、Web・紙媒体等でのバナー展開を想定したデザインとすること。

(イ)制作内容

①ロゴ表記は英語表記を基本とする。ただし、広報展開の効果向上や利用者の理解促進の観点から、多言語（日本語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語等）による表記の必要性が認められる場合については、検討・提案すること。

②ロゴデザイン案の作成（複数案を提示すること。）

③財団との協議・修正対応を経て、最終デザインを決定すること。

(ウ)ロゴの種類

以下を基本とし、使用用途に応じた展開が可能なものとする。

①単色版（指定色1色）

②単色白抜き（反転）版

(エ)サイズ・形式

①Web、動画、印刷物、交通広告等での使用を想定し、拡大・縮小に耐えうる形式とすること。

②データ形式は以下を想定する。

・画像データ（拡張子 jpeg、png 等）

・編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）

(オ)仕様ガイドラインの作成

ロゴマークの使用ルール、カラーコード、推奨余白、禁止使用例等を記載した簡易マニュアルの作成をすること。

カ オを用いたバナーを以下のとおり作成すること。

(ア)オンライン観光案内 WEB ページの閲覧促進のため、同ページに遷移するための WEB バナーを2種2サイズで作成すること。なお、バナーのアップロードはバナー掲載予定の各 WEB ページ運営事業者が行い、それに要する費用は、本委託費には含まない。

(イ)作成言語

日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語、タイ語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、フランス語の9言語10種類で作成すること。

(ウ)デザイン

オンライン観光案内 WEB ページへのアクセス増加につながるような魅力的なビジュアルにすること。

(エ)入稿データ等の規格

財団と調整の上、適切なデータを納品すること。

①PDF データ

②画像データ（拡張子 jpeg、png 等）

③編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）

(オ)校正

財団より校正を受けること。校正回数は3回程度とする。

キ オを用いたPRカードを以下のとおり作成すること。

(ア)東京ナビゲーション AI 利用促進のため、同ページに遷移するためのPRカードを作成すること。

(イ)作成言語

日本語・英語の2言語で作成すること。

(ウ) デザイン

東京ナビゲーション AI の利用促進につながるように、同ページに遷移する QR コードを配置し、視認性及び訴求力の高い魅力的なビジュアルとすること。

(エ) 規格

- ① 両面印刷
- ② カラー出力
- ③ 名刺サイズ
- ④ 部数：各言語 500 部

(オ) 校正

財団より校正を受けること。校正回数は 3 回程度とする。

(カ) その他

電子データは PDF と jpeg 等の画像ファイル及び ai 等の編集可能なデータを全て納品すること。

(4) バスターミナル東京八重洲（仮称）に関する広報業務

令和 8 年 5 月下旬頃にオープンするにあたり、東京駅利用者、訪日外国人を中心とした国内外旅行者に対し、施設の認知向上及び利用促進を図ることを目的として広報企画を実施すること。実施に当たっては以下ア、イを踏まえ、年間を通じて効果的かつ適切な時期を選定すること。

ア オープニングキャンペーン用ノベルティの作成

令和 8 年 5 月以降にオープンするにあたり、バスターミナル東京八重洲（仮称）の開業時における認知向上及び初期利用促進を目的として、財団が別途実施するオープニングキャンペーン用のノベルティを作成すること。

(ア) 作成内容

- ① 開業後の一定期間（1 週間程度）において、来場者を対象に配布するオリジナルノベルティを 2,000 個作成すること。
- ② ノベルティは、施設の名称・ロゴ等を活用し、来場記念として持ち帰りたくなるデザイン・仕様とすること。
- ③ 訪日外国人及び国内利用者双方を想定し、実用性・携帯性・話題性を考慮した提案を行うこと。
- ④ 最終的に配布するノベルティは、財団と協議の上決定するものとする。

(イ) 納期 令和 8 年 5 月中旬

(ウ) その他

- ① 本キャンペーンに関して、有料広告等による告知は必須としない。必要に応じて、館内掲示や簡易な案内表示等、現地対応レベルでの告知方法を提案すること。
- ② ノベルティの作成、指定場所（バスターミナル東京八重洲等）への納品・配送までを業務範囲に含むものとする。

イ 広告・広報業務の実施

(ア) 広告・広報媒体

バスターミナル東京八重洲（仮称）の利便性や魅力等を発信するとともに、来訪者の増加に繋げるために、利用者の特性に応じて訴求力の高い広告媒体を選定すること。

(例) 東京駅周辺等における駅貼り広告、交通広告、デジタルサイネージ等

※具体的な媒体や手法についてはこれに限定せず、目的達成に資する効果的な内容で企画、実施すること。

(イ) 対象及び実施言語

対象は東京駅周辺利用者及び訪問中の国内外からの旅行者とする。言語は日本語と英語を基本とし、媒体の特性や対象とする利用者層に応じて、一部中国語（簡体字・繁体字）・韓国語も併記すること。

(ウ) 媒体の選定

訴求力の高い広告媒体を対象ごとに次のポイントで整理し、具体的な内容にて選定すること。

- ① 影響力：ページビュー数／フォロワー数／到達エリア／メディア特性／視認性等
- ② 広告対象：国・地域／年齢層／閲覧者層等
- ③ 広告枠・方式：掲出面積／掲載位置／ページネーション／配信形式
- ④ 広告掲出期間：掲出日程（年間スケジュール含む。）／日数／時間
- ⑤ 訴求内容：バスターミナル東京八重洲（仮称）の利用促進に資する内容

(エ) 実施内容

① 掲出場所

掲出場所は、東京駅周辺利用者及び訪日外国人に対して高い訴求効果が見込まれる場所とし、事業者において具体的な掲出候補を選定すること。なお、最終的な掲出場所については、関係機関との調整状況を踏まえ、財団と協議の上決定するものとする。

② サイズ

掲出物のサイズについては、掲出場所及び訴求内容に応じて、適切な規格を選定すること。掲出場所の条件等により変更が生じる場合は、財団と協議の上、必要に応じて調整を行うこと。

7 納品物（成果物）

成果物として提出するものは、以下のとおりとする。

- (1) 年間実施報告書（6で実施する本委託内容の全てを統括するもの）
データ一式
- (2) 各企画における制作物及びデータ
データはPDFデータ及び編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）
- (3) 各企画におけるアンケート集計結果
PDFデータ
- (4) 5（9）の議事録

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、第8により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第8により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 0 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第 14 に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260130.docx

1 1 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 2 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」** を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」*** に定められた事項を遵守すること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本件において取り扱う個人情報については以下を想定している。

- ア 本事業において実施するイベント参加者の氏名/連絡先/メールアドレス など
- イ 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- ウ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）もア、イと同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（前述*）に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、本事業の遂行にあたり第 8 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 3 支払い方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、6（1）ウ「ワークショップイベントの企画・実施」に係る備品購入費等の諸費用については、精算時に実際に使用した数等に応じて精算するものとする。

1 4 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (4) 本契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、令和8年度の財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

1 5 問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 総務部ビジターズインフォメーション課
電話 03-5579-2675